

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成31年  
4月16日  
(火曜日)

## 目次

- 告示
  - 急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課).....
  - 包括外部監査契約の締結(監査委員事務局).....
- 公告
  - 製菓衛生師試験の実施(生活衛生課).....
  - 調理師試験の実施(生活衛生課).....
  - 家畜商講習会の開催(ぶちうまやまぐち推進課).....
  - 県営王喜白崎地区農業競争力強化農地整備事業計画書の縦覧(農村整備課).....
  - 県営新庄南地区農業競争力強化農地整備事業計画書の縦覧(農村整備課).....
  - 県営洗川地区農村地域防災減災事業計画書の縦覧(農村整備課).....

**山口県告示第百十九号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三  
条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

平成三十一年四月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 区域の名称
- 開作(4)地区
- 二 区域の範囲

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号



と七号を結んだ線に囲まれた区域

市名	大字名	字名	地番	標柱番号
山口市	徳地堀	中ノ休	三九四七の四	一号
〃	〃	奥ノ原	一一五四二	二号
〃	〃	〃	一一五四一	三号
〃	〃	〃	一一五四一	四号
〃	〃	〃	一一五四一	五号
〃	〃	〃	三九三九の一	六号
〃	〃	〃	三九三九	七号

### 山口県告示第百二十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十六第一項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

平成三十一年四月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 包括外部監査契約の期間の始期  
平成三十一年四月一日
- 二 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法  
基本報酬の額に執務日数及び実費を考慮して算定した額を加算する方法
- 三 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所  
古林 照己 下松市北斗町三番一〇三号
- 四 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法  
各月ごとの概算払



### (九九) 製菓衛生師試験の実施

製菓衛生師法(昭和四十一年法律第十五号)以下「法」という。(第四条第一項の

規定により、製菓衛生師試験を次のとおり実施します。

平成三十一年四月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 試験の日時  
平成三十一年八月十七日(土曜日)午後一時三十分から午後三時三十分まで
- 二 試験の場所  
山口市秋穂二島一〇六二番地  
山口県セミナーパーク
- 三 試験科目  
試験は、次に掲げる科目について筆記試験により行う。
  - (一) 衛生法規
  - (二) 公衆衛生学
  - (三) 食品学
  - (四) 食品衛生学
  - (五) 栄養学
  - (六) 製菓理論及び実技
- 四 受験資格  
法第五条又は附則第二項に規定する者であること。
- 五 受験願書の受付期間  
平成三十一年五月十三日(月曜日)から同月三十一日(金曜日)まで(郵送の場合  
は、五月三十一日までの消印のあるものは、有効とする。)
- 六 受験願書等の提出先
  - (一) 県内に居住する者  
住所地为所管する保健所
  - (二) 県外に居住する者  
山口市滝町一番一号(郵便番号七五三一八五〇一)  
山口県環境生活部生活衛生課
- 七 提出書類
  - (一) 受験願書
  - (二) 写真(縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。)
  - (三) 法第五条第一号に該当する者にあつては、同号に該当する者であることを証する書類

(四) 法第五条第二号に該当する者にあつては、最終学校の卒業証明書及び菓子製造業務従事証明書

(五) 法附則第二項に規定する者にあつては、菓子製造業務従事証明書

八 受験手数料

九千四百五十円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

九 合格者の発表等

(一) 合格者の発表日等については、試験当日通知する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県環境生活部生活衛生課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

十 その他

(一) 受験案内、受験願書等の請求は、最寄りの保健所又は山口市滝町一番一号 山口県環境生活部生活衛生課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「製菓衛生師試験」と朱書きし、百二十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒(縦三十・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの)を同封すること。

(二) この試験についての問合せは、最寄りの保健所又は山口県環境生活部生活衛生課(電話〇八三一九三三二九七四)にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十二円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。

(二〇〇) 調理師試験の実施

調理師法(昭和三十三年法律第四百七十七号)第三条の二第一項の規定により、調理師試験を次のとおり実施します。

平成三十一年四月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 試験の日時  
平成三十一年八月十七日(土曜日)午後一時三十分から午後三時三十分まで
- 二 試験の場所  
山口市秋穂二島一〇六二番地  
山口県セミナーパーク
- 三 試験科目

試験は、次に掲げる科目について筆記試験により行う。

- (一) 公衆衛生学
- (二) 食品学
- (三) 栄養学
- (四) 食品衛生学
- (五) 調理理論
- (六) 食文化概論

四 受験資格

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に規定する者で、多数人に對して飲食物を調理して供与する施設又は営業で調理師法施行規則（昭和三十三年厚生省令第四十六号）第四条に定めるものにおいて、二年以上調理の業務に従事したものの

五 受験願書の受付期間

平成三十一年五月十三日（月曜日）から同月三十一日（金曜日）まで（郵送の場合）は、五月三十一日までの消印のあるものは、有効とする。）

六 受験願書の提出先

- (一) 県内に居住する者  
住所を所管する保健所
- (二) 県外に居住する者  
山口市滝町一番一号（郵便番号七五三一八五〇一）  
山口県環境生活部生活衛生課

七 提出書類

- (一) 受験願書
- (二) 写真（縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。）
- (三) 最終学校の卒業証明書（氏名が卒業証明書記載の氏名と異なる場合は、戸籍の謄本又は抄本を添付すること。）
- (四) 調理業務従事証明書

八 受験手数料

六千百円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

九 合格者の発表等

- (一) 合格者の発表日等については、試験当日通知する。
- (二) 試験の得点の開示は、山口県環境生活部生活衛生課において行うので、試験の得

点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

十 その他

- (一) 受験案内、受験願書等の請求は、最寄りの保健所又は山口市滝町一番一号 山口県環境生活部生活衛生課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「調理師試験」と朱書し、百二十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒（縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの）を同封すること。
- (二) この試験についての問合せは、最寄りの保健所又は山口県環境生活部生活衛生課（電話〇八三一九三三二九七四）にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十二円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。

(二〇二) 家畜商講習会の開催

家畜商法（昭和二十四年法律第二百八号）第四条の二第二項の規定により、家畜商講習会を次のとおり開催します。

平成三十一年四月十六日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 講習の対象となる者  
家畜の取引の事業を営むため、家畜商の免許を受けようとする者
- 二 講習会の日時及び場所  
(一) 日時 平成三十一年六月二十五日（火曜日）及び同月二十六日（水曜日）の午前九時から午後五時まで  
(二) 場所 山口市滝町一番一号 山口県庁農林水産部四号会議室
- 三 講習の科目及び時間

科	目	時 間
家畜の取引に関する法令		四
家畜の品種及び特徴		四
家畜の悪癖、機能障害及び疾病		六

## 四 受講の手続

講習を受けようとする者は、受講願書に家畜商講習会受講手数料三千四百八十円に相当する山口県収入証紙及び写真(縦三・五センチメートル、横二・五センチメートル)とし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。)を貼って、県内に居住する者にあつてはその者の住所を所管する農林水産事務所又は農林事務所の畜産部に、県外に居住する者にあつては山口市滝町一番一号(郵便番号七五三―八五〇―)山口県農林水産部ぶちうまやまぐち推進課に提出すること。

## 五 受講願書の提出期限

平成三十一年五月二十一日(火曜日)

## 六 その他

この講習会の受講についての問合せは、山口県農林水産部ぶちうまやまぐち推進課(電話〇八三―九三三―三三九五)又は最寄りの農林水産事務所若しくは農林事務所の畜産部にすること。

## (一〇二) 県営王喜白崎地区農業競争力強化農地整備事業計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営王喜白崎地区農業競争力強化農地整備事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成三十一年四月十六日

山口県知事 村岡 嗣政

## 一 縦覧に供する書類

県営王喜白崎地区農業競争力強化農地整備事業計画書の写し

## 二 縦覧の期間

平成三十一年四月十七日から同年五月七日まで

## 三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

## (一〇三) 県営新庄南地区農業競争力強化農地整備事業計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営新庄南地区農業競争力強化農地整備事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成三十一年四月十六日

山口県知事 村岡 嗣政

## 一 縦覧に供する書類

県営新庄南地区農業競争力強化農地整備事業計画書の写し

## 二 縦覧の期間

平成三十一年四月十七日から同年五月七日まで

## 三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

## (一〇四) 県営洗川地区農村地域防災減災事業計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営洗川地区農村地域防災減災事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成三十一年四月十六日

山口県知事 村岡 嗣政

## 一 縦覧に供する書類

県営洗川地区農村地域防災減災事業計画書の写し

## 二 縦覧の期間

平成三十一年四月十七日から同年五月七日まで

## 三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課